

## 長岡市交通バリアフリー基本構想策定委員会設置要綱

### (設置)

第1条 本市は、高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律（平成12年法律第68号。以下「法」という。）第6条に規定する移動円滑化基本構想（以下「基本構想」という。）の策定に関し必要な事項を検討するため、長岡市交通バリアフリー基本構想策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

### (任務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について検討を行う。

- (1) 重点整備地区（法第2条第7項に規定する重点整備地区をいう。）の位置及び区域に関する事項
- (2) 特定経路（法第2条第7項第2号に規定する特定経路をいう。）の現状、課題等に関する事項
- (3) 実施すべき特定事業（法第2条第8項に規定する特定事業をいう。）に関する事項
- (4) 前3号に掲げる事項のほか、基本構想の策定に必要な事項

### (組織)

第3条 委員会は、市民、学識経験者、公共交通事業者及び関係行政機関の職員のうちから、市長が委嘱する委員及び市道の管理に関する職務に従事する職員のうちから、市長が指名する者により構成する。

### (任期)

第4条 委員の任期は、委嘱又は指名の日から平成15年3月31日までとする。

### (委員長)

第5条 委員会に委員長を置く。

- 2 委員長は、市長が指名する委員をもって充てる。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総括する。

### (会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員会は、委員長が必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

### (庶務)

第7条 委員会の庶務は、都市整備部都市政策課で処理する。

### (その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

### 附 則

- 1 この要綱は、公表の日から施行する。
- 2 この要綱は、平成15年3月31日限り、その効力を失う。